

書評

竹内康人著『朝鮮人強制労働の歴史否定を問う』

長谷 亮介（歴史認識問題研究会研究員）

1 はじめに

本稿では本年6月10日に発行された竹内康人の『朝鮮人強制労働の歴史否定を問う』の内容を分析し、書評する。竹内は強制動員真相究明ネットワークで精力的に活動する人物で、朝鮮人の強制連行や強制労働は歴史の事実であると主張している。一方、筆者を含めた歴史認識問題研究会（以後、歴認研）は、それらの事柄は歴史の事実ではないと主張してきた。

竹内の歴史資料の収集、歴史考察の手法を分析し、なぜ歴認研とは異なる結論を導き出しているのかを考察したい。また、今回の竹内の新書では、2022年に産業遺産国民会議から発行された『朝鮮人戦時労働の実態』に収録されている当研究会の論文に対する反論を初めて書いているため、その点に関しても分析したい。以下、『朝鮮人強制労働の歴史否定を問う』の目次を記載する。

『朝鮮人強制労働の歴史否定を問う』目次一覧

- 第1章 明治産業革命遺産・産業遺産情報センター（8頁～50頁）
- 第2章 高島炭鉱（高島・端島）での強制労働（51頁～69頁）
- 第3章 佐渡鉱山での朝鮮人強制労働（70頁～98頁）
- 第4章 朝鮮人追悼碑・強制連行説明版（99頁～135頁）
- 第5章 強制動員問題（徴用工訴訟）の解決へ（136頁～167頁）

2 竹内の主張 1：第二次安倍政権が悪い

竹内は本書の「はじめに」で、朝鮮人強制労働否定の動きは第二次安倍晋三政権の中で顕著になったと指摘し、次の3点を挙げている。

- 1、明治産業遺産革命遺産の世界遺産登録とその後の展示
- 2、2018年の韓国大法院判決への抗議と経済制裁
- 3、ヘイト集団による強制労働否定活動による慰霊碑や碑文への問題視

強制連行・強制労働の歴史認識が否定され、その謝罪と賠償が否定され、それに関する教育と追悼が否定される状態になっている。強制動員被害者の権利と尊厳の回復が今もなされず、その再発防止もなされていないまま、ミサイルなどの軍備増強や仮想敵国

の設定、敵地攻撃能力の拡大がなされている。安倍政権を担っていた人々は、裏金の違法性を隠ぺいする利権集団であり、憲法や国際法を語りえる論理など持ち合わせていなかった。このような政治の下で進んだ強制労働の歴史否定を克服しなければならない^{註1}、と竹内は主張する。

3 竹内の主張2：朝鮮の人々の想いを重視せよ

同書から読み取れる竹内の主張はもう一つある。それは、戦時期の朝鮮半島の人々の想いを重視せよ、という点である。関連する主張は次の通りである。明治産業革命遺産や佐渡金山の世界遺産登録には、労働者の視点や戦争による植民地支配、賠償金獲得などの国際的視点が欠如している。ユネスコの理念は人権と平和の形成であり、世界遺産は人類の普遍的価値の形成のためにある。しかし、今の日本政府には人権と平和への言及はなく、産業化を美化し、観光資源として宣伝している^{註2}。

みえないもの（「ひとりひとりの命」など）を大切にしなければならない。「日本統治不法論」は日本発の思考ではなく、朝鮮半島の植民地化に抵抗し、そこから独立を求めた朝鮮半島の人々の中にあつた想いである^{註3}。したがって、日本は朝鮮を植民地化したことを反省せねばならない。以上の点を竹内は主張しているが、これらは全て、史料を用いて歴史を考察する研究者の主張ではない。

竹内の主張を整理すると、根本的に政治的動機から出発しており、学問的な動機がない。これまで紹介されてこなかった史料を分析するでもなければ、従来の学説の不備を発見したわけでもない。あくまで自身の主義主張を情動的に吐露しているのであって、同書は歴史の事実を考察する学術書ではない。

4 竹内の主義心情が最も反映されている第1章

先ほど紹介した竹内の主義心情が特に反映されている個所が、第1章の「明治産業革命遺産・産業遺産情報センター」である。他の章では20～30頁の文章となっているが、第1章のみが40頁以上と、分量が一番多い。主な内容としては、加藤康子産業遺産情報センター長とセンターの解説・展示内容を批判するものとなっている。

竹内は戦時中に朝鮮人約80万人が日本に労務動員（強制連行）されたと主張する。明治期の端島炭鉱や高島炭鉱には納屋制度という暴力的な労務支配があつたと説明するが、労働科学研究所が1943年に作成した調査報告書に、朝鮮人に対する手厚い福利厚生関係の記述があつたことについては言及していない。

また、産業遺産情報センターの展示内容への批判に力を注いでいる。端島炭鉱で朝鮮人が強制連行されて奴隷のような生活を送っていたことは事実であるのに、センターは展示でそれらの事実を隠蔽しているというのである。その際、批判の根拠として7つの点を挙げており、まとめると次のようになる。

①端島に動員された崔璋燮（チェ・ジャンソプ）の「自叙録」に監獄生活と暴力が記されている。

- ②『明治日本の産業革命遺産』インタープリテーション更新に係る調査研究で、三池労働者は端島を「地獄島」などと話している。
- ③三菱マテリアルは高島・端島における中国人強制労働を認めたのに、産業遺産国民会議は否定している。
- ④センターに展示されている在日韓国人鈴木文雄の証言は、戦時に動員された朝鮮人のものではない。戦時動員が激しくなった時期の説明が話されず、差別が無かったという口述だけが利用されている。朝鮮人の主権を奪い、皇民化政策をしたこと自体が差別だ。
- ⑤端島元住民の証言には、朝鮮人家族を地下に押し込めていたと語る竹内新平（父が戦時に端島で労働）の証言が掲載されていない^{註4}。
- ⑥鄭忠海『朝鮮人徴用工の手記』が展示され、強制労働を否定しているが、手記には「強制的に引っ張られて来た人々が大部分ではないか」「作業服をまとい奴隷のような扱いを受け」という記述が複数存在する。
- ⑦長崎造船所に戦時徴用された人の給与袋を展示して、賃金が支払われて差別がなかったかのように示しているが、金順吉（キム・スンギル）は同造船所を相手に裁判を起こし、強制労働や強制貯金を裁判所が事実として認めている。

これらの点に対して、筆者から反論を行いたい。

①に関しては、崔は総合ニュースの取材に対して、端島では3年間「下着だけで作業した」と話した。他にも、高島と端島を電車で往来したと言っている。端島炭鉱では禪一丁や下着だけで作業することは保安規定で明確に禁止されており、保安規定が破られていたという証拠も確認できていない。また、高島と端島は電車で繋がっていない^{註5}。あまりにも事実誤認が多い。

また、2024年2月6日にウェブサイト「軍艦島の真実」にて、「検証・ある朝鮮人労務者の証言 戦時中の端島炭坑について」が公開されたが、その中に崔の証言も言及されている。崔は賃金は貰えなかったと言っているが、同じく端島で働いていたとされている金先玉は60円から90円貰い、給料も上がって故郷への送金も届いていたと話している。反対の証言内容が出ている以上、これらの証言には検証が必要である。

②に関しては、元端島住民の証言よりも三池労働者を信用する理由を提示する必要がある。たとえば、元住民の証言者が当時子供であったとしても、親が奴隷労働をさせられて気が付かないことなどあり得るのか。証言した三池労働者は、端島で働いた経験がないはずなのに、先入観で端島を「おそらく地獄島や」と言っているに過ぎないので、元端島住民の証言の方が信憑性は高いと思われる。

③に関しては、竹内は中国人の強制労働が認められたのに朝鮮人には認められないことはおかしいと主張したいようであるが、当時の朝鮮は日本領、中国は敵国という違いがあり、同列に並べることは不可能である。裁判所や企業が強制労働を認めていたとしても、新史料の発見や従来の考察が間違いであったことが判明すれば、歴史は再考される必要がある。それが元端島住民の聞き取り調査、保安規定などであり、歴史研究者は裁判結果や企業の見解に左右されて歴史を考察するのではない。

④に関しては、典型的な論点ずらしと言える。在日2世である鈴木に強制労働や差別

を完全に否定されたので、強制連行否定は証明されていないという話に誘導したいのではないだろうか。もし、強制連行が事実であったのなら、在日韓国人である鈴木が言及しなかった筈がない。それが無いということは、強制連行は証明されなかったということである。もし、竹内が鈴木証言が映像編集の際に切り取られていると考えているならば、その証拠を出す必要がある。また、2001年にハーバード大学で開催された韓国併合再検討国際会議で、世界の国際法専門家たちが日韓併合は合法だったという結論を出しているのだから、朝鮮の主権侵害や皇民化政策は差別だという竹内の主張は説得力がない。

⑤に関して言えば、当然行わねばならない証言の検証が見られない。朝鮮人家族を押し込めたという地下施設はどこなのか。どのくらいの広さなのか。それは現存している端島の建築図で確認できるのか。こうした点が不明では、参考資料として用いることもできない。センター展示の証言は同窓会名簿などを駆使して、内容に齟齬が無いことを確認している。

⑥に関しては、「強制的に引っ張られて」は徴用のことを指す。著者である鄭も令状が届いたことで渡日したと記している。あくまで戦時法規の範囲内なので、強制連行ではない。奴隷という表現に関しては、具体的な言及がない。むしろ手記には「誠心誠意、武器生産に熱中する我々ではない。その日その日を過ごせばよい。」「工場で働く男たちは武器生産には心がなく、女性たちとの恋だの愛だということばかりに心うばわれている」^{註6}という気楽な文言があり、鄭が空腹で衰弱していると特別休暇を貰えたりしている。明確に鄭自身が奴隷労働を否定している。さらに言えば、鄭たちの朝鮮人徴用工の演芸会に日本人の労働者や女性が参列して、惜しめない拍手を送って楽しんでいる描写まである。これを竹内はどのように見ているのであろうか。

⑦に関しては、1997年の長崎地裁の判決は金順吉の請求を棄却しており、最高裁で敗訴が確定している。竹内は賃金が長期間払われていなかったかのように説明しているが、金の未払い賃金は124円28銭だった。つまり、終戦直前か直後の混乱で一ヶ月程度の賃金未払いを求めての裁判だった。逆を言えば、賃金はずっと支払われていたのである。未払金に関しては1965年の日韓請求権協定で解決済みであるため、これも問題になりえない。強制貯金は日本人にも行われていた。強制労働に関しては徴用でも許容されない監視体制のことを指していたが、三菱重工業株式会社が戦中と戦後は会社が異なるという論理で反証を行わなかったため、不法行為責任が認められてしまったのである。

5 『朝鮮人強制労働の歴史否定を問う』の構成

歴史を考察するうえで、一次史料の引用は必要不可欠である。しかし、竹内の書籍では一次史料の引用が少なく、代わりに戦後の証言が多く紹介されている。同書の第1章から第5章までを調べると、一次史料の紹介は本文160頁全体の約17%であり、証言の紹介は約20%である。その他は竹内が所属する強制動員真相究明ネットワーク（以後、究明ネット）などの強制労働を事実とする研究団体の活動の紹介や裁判、フィールドワークの解説となっている。

明らかに一次史料の引用が少ないのだが、17%のうち半分が朝鮮人名簿の紹介であるため、強制労働などの日本側の責任を追及するには不可能な史料も含まれている。した

がって、同書は朝鮮人強制労働を学術的に証明するものではなく、究明ネットなどの竹内が所属する団体の活動紹介という性質が強い。

竹内は証言が一次史料に匹敵するかのようには取扱っているが、日本の歴史学研究者は一貫して証言に対する慎重な取り扱いを訴えている。国内の歴史学界で影響力を持つ「歴史学研究会」（1931年結成）から発行している『歴史学研究』を参考にすると、第568号（1987年6月）で初の証言（オーラル・ヒストリー）に関する特集を組んでいる。

中村政則（一橋大学名誉教授）「オーラル・ヒストリーと歴史学」では、聞き書きは話し手の記憶違いがあったり、自慢話に終わったり、時・場所・聞き手が違うたびに話の内容が変わったりすることがある。聞き書き資料を使用する際は、よほど慎重でなければならないと注意を呼び掛けている。同様に、清水透「聞き取りの諸問題—インディオ社会の経験から」では、フィールド調査の成果に安易に飛びつくのではなく、じっくりと時間をかけ、人間的な次元から証言者と付き合っていない限りは、信頼できる証言資料は得られないことも指摘している。

1971年に中国へ渡り、日本軍が中国軍や民衆を大量虐殺したと言われている南京事件の被害者と言われた中国人証言者の内容をまとめて『中国の旅』（1977年）を発行した本多勝一に関する特集も組まれた。座談会形式で行われた同特集は、1988年に青木書店から『オーラル・ヒストリーと体験史 本多勝一の仕事をめぐって』（歴史学研究会編）にも収録され、一般書籍としても刊行された。座談会の中で、本多の証言集を批判した立命館大学教授の鈴木良は次のように指摘している。

証言者の話を何度も繰り返し聞いていると、自分自身もその内容が真実であると思い込んでしまう。聞き手が一定の目的意識、すなわち、読者をおあるひとつの結論へ誘導しようとする文章を書いてしまう危険性もある。書籍として出してしまうと、今度はその出版物が物神化されてしまう問題も出てくる。したがって、史料批判という作業を怠ってはならない^{註7}、と鈴木は結論づけている。

しかし、1991年に発生した慰安婦問題で証言の慎重な取り扱いが軽視され始める。『歴史学研究』第747号（2001年3月）では、藤原帰一が「なぜ国民が語られるのか」で次のように警告を発している。歴史における記憶の回復は、パンドラの箱を開けるような効果を歴史学に与えることになった。「経験の重み」とか「生き証人」といった意味づけが、それぞれの「証言」をほとんど無条件に権威づけしてしまう。証言の信憑性は「歴史の証言」という言葉の前に吹き飛ばされ、体験談と証言が学者の構成する歴史分析よりも信用されるという恐慌的事態を迎えることになるのではないか。

同様に、『歴史学研究』第779号（2003年9月）では、中村政則が「言語論的転回以後の歴史学」で社会学者の上野千鶴子を紹介している。慰安婦問題をめぐる論争の中で、上野は元慰安婦の証言が加害者の性犯罪を追及する機運になったにもかかわらず、歴史家のみが客観性・中立性という特権の上に胡座をかいていることを批判した。また、たった一つの証言でも、従来の常識を覆すことがあるとして、公文書を重視し、口承や証言に二次・副次的な価値しか置かない歴史研究者の態度も批判した。

中村は、たった一つの証言でも歴史の読み直しが始まるという上野の意見は全く正しいとしながらも、「歴史家は史料を読まなければ話にならない、史料を読まない歴史家の仕事は、歴史学の自己否定である」^{註8}と述べた。このことから分かるように、歴史学者

あるいは研究者は一次史料を歴史考察の第一と考え、証言を検証することなく用いることは危険だと警鐘を鳴らし続けてきたのである。

2024年に発行された竹内の『強制労働の歴史否定を問う』では、65頁に次のような文章がある。「1990年代に多くの戦争被害者の証言がありました。その証言から学んだことは、強制動員者の尊厳を回復できるような、被害者が歴史の主人公になるようなものを記すということでした。」歴史学者たちの懸命な警告は、朝鮮人強制労働を信奉する人々には届かなかったようである。

6 本書の優れた点

これまで批判を続けてきたが、同書には優れた点も存在する。第2章の「高島炭鉱（高島・端島）での強制労働」で一般には閲覧できない一次史料が紹介されているのだ。1946年7月に作成された、厚生省勤労局「朝鮮人労務者に関する調査」（長崎分）である。

そこには1942年から1945年までに高島・端島に動員され、8月15日まで残留していた1299名分の氏名・本籍・未払い金額が記されていると竹内は説明している。竹内の分析によると、朝鮮人労働者が高島炭鉱に置いてきた金額は賃金残金が17,452円57銭、退職慰労金が47,128円50銭、債券15,070円など合計で224,862円10銭になるという。

同史料は1990年代初頭に韓国政府が日本政府に朝鮮人戦時労働者の提供を求め、日本政府が各所で発見した名簿類を韓国側に渡した経緯がある。現在、日本国内では閲覧が不可能となっており、写真付きで紹介してくれたことは本書の優れた点と言えよう。

同史料は竹内が2013年に発行した『調査・朝鮮人強制労働①炭鉱編』（社会評論社）でも紹介されていたが、今回初めて史料の写真が掲載された。その写真を見て、筆者は昨年分析した三井三池炭鉱の万田坑朝鮮人労務者名簿と形式が一致していることに気が

表1 『朝鮮人強制労働の歴史否定を問う』55頁に掲載されている竹内作成の表
三菱高島炭鉱・未払金

種 別	金額（円・銭）	備 考
置去金・賃金残金	17,452.57	鉱業所保管
〃 退職慰労金	47,128.50	〃
〃 債権	15,070.00	〃
家族手当	62,295.00	〃
基本補給	23,736.03	統制会負担
別居手当	18,000.00	〃
期間延長手当	5,400.00	〃
家族慰問金	21,600.00	〃
統計会支給特別手当	13,530.00	〃
一般援護金	550.00	〃
合 計	224,862.10	

厚生省勤労局報告書長崎県分三菱高島炭鉱分の表から作成。
朝鮮人の未払金を示す。

ついた。万田坑の朝鮮人名簿では、「退職時待遇」という項目があり、終戦によって帰郷する朝鮮人たちに退職金と慰労金を支払っていることが記されていた。

しかし、竹内が紹介した高島炭鉱では退職金・慰労金が「置去金」とされている。

『朝鮮人強制労働の歴史否定を問う』54頁に掲載されている高島炭鉱の名簿の一番下の写真を見ると、万田坑同様の項目である「未払金」と「退職時待遇」が書かれているように見える。実際、竹内は2013年の書籍で「戦後の混乱の中で帰国用に一定の額が支払われたものもあるが」^{註9}と言及している。

筆者はどうしても高島炭鉱名簿を確認したく、竹内に名簿を見せてほしいと依頼するメールを2回送ったが、未だに返信がない。竹内は第3章の「佐渡鉱山での朝鮮人強制労働」では、佐渡鉱山の「半島労務者名簿」を公開すべきであると新潟県とゴールデン佐渡に訴えている。もし、竹内が筆者に高島炭鉱の名簿を見せないということであれば、ダブルスタンダードと言わざるを得ない。ちなみに、同史料は樋口雄一「第七章 政府と企業の戦後処理」(『朝鮮人戦時労働動員』、岩波書店、2005年)でも紹介されている。樋口が作成したと思われる231頁の表でも、退職慰労金、債券は「置去金」とされている。

7 根拠のない強制連行と強制労働

第3章の「佐渡鉱山での朝鮮人強制労働」は、竹内の『佐渡鉱山と朝鮮人労働』(2022年)などの内容を再掲載したものとなっており、最新の研究状況は語られていない。こちらの内容に関しては、既に『歴史認識問題研究』第12号にて筆者が反論・批判した。改めて言うことは、竹内は2022年以降の歴認研が主張した各種論文を読んでいないということである。

第4章の「朝鮮人追悼碑・強制連行説明版」では、竹内らの調査活動の紹介が中心で学術的考察は見られないし、ここでも政治的思想が色濃く写し出されている。例えば、群馬県の追朝鮮人悼碑撤去は強制労働否定派による活動が原因のように書いている。実際は追悼碑建設前に群馬県と碑を建てた団体が交わした「碑の前で政治的発言や活動しない」(碑が政治問題の象徴となれば、公園が憩いの場でなくなるため)という約束を破ったことが原因である。しかし竹内は、「ルール違反」を隠れ蓑にした、過去の戦争と植民地支配の歴史を反省できない排外思想であり、恥ずべき行為だと一方的に断じる。その根拠としては、山本一太群馬県知事が2006年に出版した『なぜいま安倍晋三なのか』を取りあげ、「安倍の歴史認識についてはふれずに安倍をタカ派でもネオコンでもない『ニューリアリスト(戦略的国際協調主義者)』と美化し」^{註10}だからだと批判する。

松代大本営などの解説では、強制労働があったと主張するが、その根拠は朝鮮人名簿と戦後の証言のみである。長野県警察部「帰郷関係編纂」を紹介しているが、これも戦中に集団移入した朝鮮人を全て強制連行の被害者だと断定して論を進めている。戦後に強制連行や強制労働を主張した証言者の名前が名簿に載っていたから「強制動員はあったのであり、伝聞ではなく事実です」^{註11}と主張する。

最後に、2023年6月9日にソウルで開催された「日本の産業遺産と消える声 記憶・人権・連帯」(東北アジア歴史財団主催)を紹介している。そこでは、新潟国際情報大学の吉澤文寿教授による「佐渡鉱山朝鮮人労働者をめぐる歴史研究の現況」を紹介しているのだ

が、吉澤は「西岡力らの言説は歴史研究ではなく、日本の植民地支配の加害性の否定という一点で運動をしているものであり、研究成果にあたらぬ。歴史研究を目指すものではないため、学問的手続きが無視され、杜撰である」^{註12}と主張する。他にも吉澤は、西岡らの「言説」を極力退けていく必要がある。強制労働に関する貴重な研究成果とそれを否定する謬見を同列に並べて「両論併記」する現在の報道は問題がある、などと述べている。

しかし、筆者は過去に何度も指摘してきたが、2022年に歴認研が指摘した「移入朝鮮人のうち、約60万人が戦時動員で約180万人が自主渡航者」、「華人労働者に基づいたILO委員会の誤った勧告」、「珪肺発症は最低5年間労働」などの反論は一次史料に基づいている。それに反論できていないのが吉澤や竹内たちである。学術的な議論では歴認研の主張に反論できないので、両論併記を止めさせたいのであろう。

8 西岡力編『朝鮮人戦時労働の実態』への反論

第5章の「強制動員問題（徴用工訴訟）の解決へ」では、西岡力編『朝鮮人戦時労働の実態』（2021年）への反論を行っている。『朝鮮人戦時労働の実態』では、戦時中（1939年～1945年）に日本へ来た朝鮮人は60万人が戦時動員（募集、官斡旋、徴用）、180万人がそれ以外の自主渡航者であったことが内務省の資料で分かることを紹介している。これに対して竹内は、「政府による国家総動員体制での植民地朝鮮からの労務動員政策を自発的な出稼ぎ労働とみることが無理」^{註13}と反論している。動員は執拗なものであり、国家の強制力を持って行われたと主張しているが、これに対しては西岡が既に学術的に否定している。

西岡力『増補新版 でっちあげの徴用工問題』（2022年）では、次のような解説が記載されている。内務省警保局の資料によると、1930年から1942年までの13年間に日本で発見された不正渡航者が3万9482人にもなると、朝鮮に送還された者が3万3535人であった。この内、戦時動員期である1939年から1942年の4年間に不正渡航した者が2万2800人と13年間全体の58%に達した^{註14}。これが自発的な出稼ぎでないなら何なのか。

竹内は「動員に強制力がなかったとする彼らの議論は『学説』に値しません」^{註15}と言っているが、これは徴用だけを指しているのか、それとも募集も含めた全ての労務動員を言っているのか分からない。徴用なら強制力があるのは当然であるし、日本の朝鮮統治が合法だったのだから問題視する事柄ではない。募集や官斡旋期には証明書偽造や替玉などを行ってでも日本へ行こうとした朝鮮人がいたことは、当時の労務係の日記などで明らかになっている。

『朝鮮人戦時労働の実態』では他にも、朝鮮人は2年間の労働契約が終了しても強制的に契約を更新されて帰郷することができなかった、という先行研究に反論している。住友歌志内鉱業所が1942年に作成した契約満期終了の帰郷者一覧表を用いて、契約満期終了者32名中契約更新したのは6名であることから、強制的な更新は行われなかったことを指摘した。また、契約更新者には多額の奨励金が渡されており、鉱業所は見返りも用意していたことも指摘した。

これに対して竹内は、1942年の再契約状況を示す資料のみをあげての議論は恣意的であり、1944年には契約の強制的更新が一層強化されたと主張した。つまり、1942年時点

までは契約更新の強制は無かったとを認めたことになる。竹内は一次史料の具体的な紹介はしていないが、1944年から強制的な契約更新が横行したのは事実なのだろうか。

石炭統制会労務部『石炭労務統計表』(1943年)には、同年4月における主要炭鉱179箇所の「地域別内鮮人別より観たる雇入経路並解雇事由百分比(8)」が掲載されており、日本国内における朝鮮人の「期間満了者数」が33.7%であるのに対し、日本人は数値の記載がない(表2を参照)。これは、朝鮮人のみが契約期間満了を理由に退職できていたことを示しているのではないか。

他にも「円満退山者数」という項目があるが、これは労働者側か会社側の都合で労働者が退職することとなり、最終的に双方とも納得した解雇であったと思われる。この比率は日本人19%、朝鮮人12.3%となっており、先の「期間満了者数」と合わせると全国平均の朝鮮人解雇事由の46%は朝鮮人側あるいは会社側からの退職要望であったことが分かる。これは朝鮮人の「逃走者数」36.9%を上回っている。これを見ると、1943年4月時点までは強制的な契約更新が行われていなかったことの証左であり、朝鮮人労働者は逃走以外に退職する手段が無かったという従来の学説が誤りであったことを示している。

表2 「地域別内鮮人別より観たる雇入経路並解雇事由百分比(8)」1943年

※左側の数値が日本人、真ん中が朝鮮人、右側が平均となる。

(長澤秀編『戦時下朝鮮人中国人連合軍俘虏強制連行資料集Ⅰ(統計編)』、333頁)

解	労働者側 連合者 ヨルモ	期間満了者数		33.7	9.6
		円満退山者数	19.0	12.3	17.1
		逃走者数	6.1	36.9	14.9
		其、他	13.9	8.0	12.2
		計	39.0	90.9	53.8
昇格		1.4		1.0	
産	勤報 隊	令ヨルモ	18.5	0.9	13.5
		令ヨラサレ	41.1	8.2	31.7
	合計		100.0	100.0	100.0

また、石炭統制会勤労部が作成した「主要炭鉱勤労者事由別解雇調」では、1944年4月から9月までに期間満了で退職した朝鮮人は、合計で1715名であったことが記されている。調査対象となった炭鉱数は不明であるが、契約更新せずに帰郷した朝鮮人が実際に存在したことが確認できたのだから、竹内の反論は強制的な契約更新を証明し得ない。

竹内は朝鮮人労働者の契約に注目しているが、日本人はどうなっていたのであろうか。1943年7月分の『特高月報』には、労働期間延長が決定した後の日本人徴用工員たちの意見が記載されているのだが、その中に「入営や応召の際休職手当を呉れるが新規徴用はただ解除になるだけで別に其の後の手当等はない」(64頁)ことが不満であると述べている。どうやら、日本人の場合は2年間の労働契約が終了した際、別種の職場へ新たに徴用される労働者も多数存在していたようである。彼らは朝鮮人のように以前の職場で同じ仕事を続けられる保証はなく、過去の経験を活かせない職場へ就労するせいで昇給も難し

い。「強制連行派」は朝鮮人のみに注目しているが、日本人と比べて優位な立場にあった側面も見てとれる。契約期間が満了になれば更新せず帰郷できる選択肢を持ち、更新をした際も高額な奨励金を受け取れる朝鮮人労働者は、日本人から見れば羨ましい存在に見えたのではないだろうか。

竹内の反論は他にもある。1943年に北海道の空知鉱業所労務課が作成した「移入半島人連行心得」には、朝鮮人を日本へ連れてくる場合は丁寧に接するようにと注意しており、慎重で丁寧な朝鮮人動員を心掛けたのが窺える。これに対して竹内は、同文書の記述は逃亡させないために丁寧に扱うことを求めているという意味だと反論したが、空知鉱業所が連送者による劣悪な対応を禁止していたことを否定できなかった。おそらく、竹内は日本までの移動中は朝鮮人を丁寧に扱ったが、労務動員時は暴力的だったと考察しているのであろう。だが、この考察はナンセンスだと思う。もし、労務動員時に暴力行為を行っていたのであれば、日本への移動中も暴力で支配すれば良い。なぜ、移動中だけ丁寧な対応を心掛ける必要があるのか。逆を言えば、移動中における丁寧な対応を会社が求めていたのであれば、労務動員時においても非暴力的な対応を心掛けていたと考えるのが道理ではないだろうか。文書に明記してあるように、空知鉱業所は「会社の対面」を汚す行為をしてはならないと通達しているのである。これには、乱暴な労務動員も会社の対面を汚す行為に含まれている、と筆者は考えている。

また、『朝鮮人戦時労働の実態』では、朝鮮人の強制労働を証明する証拠として『特高月報』は相応しくないことも指摘している。炭鉱で起こった争議全体を見ると、朝鮮人労働者の暴力的な側面も記されているからだ。これに対する竹内の反論は、日本側の暴力や拘束による強制労働を記さずに朝鮮人を暴力的と表現することは恣意的な読解である、と主張している。しかし、この指摘は的外れである。

『特高月報』に関しては筆者が執筆したが、日本人側の暴力事件も明記している。そのうえで、朝鮮人側が原因で起こった争議の方が多く、朝鮮人による日本人への暴行も多数記載されていた。先行研究がこの点を今まで一切紹介しなかったことは、歴史を客観的に考察する上で問題である、というのが筆者の主張である。

9 結びに代えて

近年、竹内らの究明ネットでは歴認研の主張を「歴史否定論」と呼んでいる。歴史を歪曲して事実を否定していると言いたいのである。彼らの主張する歴史の歪曲とは、朝鮮人労働者の視点や植民地支配、賠償金獲得などの国際的な視点を欠いた歴史考察を指す。しかし、これらに対して歴認研は一次史料を用いて既に反論している。むしろ、歴史を歪曲しているのは究明ネットである。彼らは一次史料に記されている内容を歪曲して歴史を考察している。史料を歪曲することは、歴史を歪曲することと同義である。

採用上限人数を超えて応募者が殺到したことを「駆り集めた」と表現して、強制連行であったと説明することは立派な歪曲だ^{註16}。この意見を封じるために、募集は強制動員だったと主張し、朝鮮半島統治が合法であったことや動員の実態を無視して「日本統治不法論」を無理やり持ち出して、自分たちの主張は正しいと押し通す。論理的な反論が出れば、史料批判も行わずに「学術的ではない」「当時の朝鮮の人々の想いが大切だ」と感情論に訴

えて、議論にも応じない。

突然の証言内容変更や都合の悪い箇所を排除した証言の紹介も、歴史の歪曲に該当するだろう。

2023年4月22日に佐渡市で元労働者遺族の証言を聴く集会が開かれた。そこで配布された資料には、金文国の後遺症の様子が記されている。「いつも家で妊婦さんのお腹が膨れて」いたという息子の金平純からの証言が紹介されているが(表3参照)、珪肺症にそのような症状はない。竹内は書籍の中で「胸に水がたまり膨らんで息苦しそうでした」^{註17}と紹介している。「胸」を「腹」と誤訳したという言い訳は通用しない。竹内は証言内容を変更した理由を説明する義務がある。

表3 2023年4月22日の証言集会で配布された資料(12頁)

いつも体調が悪かったことだけ覚えています

“塵肺症なんて病気は知りませんでした。いつも家で妊婦さんのお腹が膨れていて、息もまともにできず、ベッドもないので、呼吸を楽にするために、オンドル部屋

究明ネットと民族問題研究所が共同で2022年に発行した『日韓市民共同調査報告書 佐渡鉱山・朝鮮人強制労働』があるのだが、その中で証言を恣意的に編集したことが判明した。

李宇衍が韓国の記録院に保管されている証言者たちの調査書を調べ、「佐渡鉱山に動員された135人の『証言』(強制動員被害申告調査記録)について」(2024年)にまとめた。李が調べた調査内容を見ると、例えば、金鐘元や姜信道の遺族は帰郷後に塵肺症で苦勞したことを説明していたが、韓国側の調査には塵肺症を証明する書類がないことと家族の証言は立証されていないことが明記されていた。この点を究明ネットの本では完全に排除している。自分たちに都合の悪い箇所を意図的に紹介しなかったのではないか。

佐渡に関しては、当時の朝鮮人煙草配給名簿が残っており、そこに1945年に契約期間満了で帰郷した朝鮮人などを証明する文書が6枚ある。これらの文書は、帰郷によって煙草の配給数が減少するので、余剰の煙草が出ないように配給を停止する目的で作成されたと考えられる。2024年6月21日に神戸学生青年センターから発行された『佐渡鉱山・朝鮮人強制労働資料集』にも朝鮮人煙草配給名簿が掲載されているが、煙草配給名簿の紹介(111頁～127頁)では、先に挙げた6枚の帰郷者名簿は一枚もない。これも、不都合な史料を隠蔽したのであろう。次頁に、該当する6枚の帰郷者名簿の写真を掲載する。

このような人々が唱える「朝鮮人強制連行・強制労働という歪曲された歴史」を「否定」しているというのであれば、彼らの指摘は正しいと言えよう。私たち歴史認識問題研究会は学術的な議論を行っていききたい。本稿で指摘した筆者の主張に対して究明ネットに反論があれば真摯に受けとめ、学問に基づいた対話を交わしたいと考えている。

異勤届
昭和二十一年一月八日
三菱佐賀航業所 第一相愛寮
暮長代 進 妹 藤新助

姓名	生年月日	異勤理由
性 名		
光本邦鉄	大正十年十月十日	辭 職
徳田東元	大正十年十月十日	"
木村性淳	明治三十五年五月十日	"
南谷容	明治四十二年五月十日	"
新井壽彦	大正十年十月十日	"
李原慶瑞	大正九年十一月十日	"
平山鶴生	大正六年十一月十日	"

異勤届
金本若雄
大正十年十一月十日

右者二月二十日帰郷致し修し修し修し
届出修也
三月一日付上

三菱佐賀航業所
第一相愛寮
暮長代

異勤届
伊原鐘甲
格村 燕 鉦
木村 正 東
木山 哲 和
林 川 華 英

右者帰郷致し修し修し修し
三月三日
三菱佐賀航業所 第一相愛寮
暮長代

異勤届
三菱佐賀航業所 第一相愛寮
暮長代

成斗 田中 次 郎
張 在 翼
川 本 茶 錫
山 金 容 米
山 石 賢

右者帰郷致し修し修し修し
四月廿五日
四月三十日付上
暮長代

煙草異勤届
才三宗内新井津經
才三宗長代 本 鶴 根
阿部 若 若

辭職ノ為出立致し莫元病云云為再ニ歸業
致し云云煙草 既同度意也者云云
昭和二十一年十月十日
才三宗長代 本 鶴 根
阿部 若 若

異 届
昭和二十一年四月三日
第三相愛寮長代 米津 六 吉
昭和二十一年四月三日
阿部 若 若 内
八 八 八 八 八 八
四月三日 配給停止

姓名	生年月日
豊川 徳次	明治三十五年五月十日
全 成 彦	明治三十八年五月十日
雪 性 元	明治三十八年五月十日
鄭 海 風	明治三十八年五月十日
木下 聖 徳	明治三十八年五月十日
木石 萬 徳	明治三十八年五月十日
林 在 香	明治三十八年五月十日
若平 昌 光	明治三十八年五月十日
全成 徳 順	明治三十八年五月十日
若平 昌 光	明治三十八年五月十日
全成 徳 順	明治三十八年五月十日

右拾遺名 今更備 歸郷致し修し修し修し
長ノ要之故 行用 昭和二十一年四月三日 配給
方ノ相煩 煩

註

- 1 竹内康人『朝鮮人強制労働の歴史否定を問う』社会評論社、2024年、p.6
- 2 同上、p.63
- 3 同上、p.142
- 4 竹内新平は2021年3月30日に放送された韓国のKBSにも登場している。その際は「『(夜に)泳いで軍艦島から逃げようとした朝鮮人がいた』と父が言っていました。」「姉は看護師だったが、『(朝鮮人は)麻酔をせずに治療してうめき声が聞こえた』と言いました」と証言している。
- 5 加藤康子「事実軽視、韓国重視 日韓メディアの欺瞞」(所収：『正論』2020年10月号、166頁)
- 6 鄭忠海『朝鮮人徴用工の手記』、p.108
- 7 歴史学研究会編『オーラル・ヒストリーと体験史 本多勝一の仕事をめぐって』、青木書店、1988年、156～158頁
- 8 中村政則「言語論的転回以後の歴史学」(所収：『歴史学研究』第779号、2003年、p.34)
- 9 竹内康人『調査・朝鮮人強制労働①炭鉱編』社会評論社、2013年、p.284
- 10 竹内康人『朝鮮人強制労働の歴史否定を問う』、p.108
- 11 同上、p.127
- 12 同上、p.134
- 13 同上、p.138
- 14 西岡力『増補新版 でっちあげの徴用工問題』草思社、2022年、p.180
- 15 竹内康人『朝鮮人強制労働の歴史否定を問う』、p.139
- 16 杉本奏二の書簡を指す。詳細は拙稿「佐渡金山は朝鮮人強制連行・強制労働の現場ではない」(所収：『歴史認識問題研究』第12号、2023年、p.63)
- 17 竹内康人『朝鮮人強制労働の歴史否定を問う』、p.82